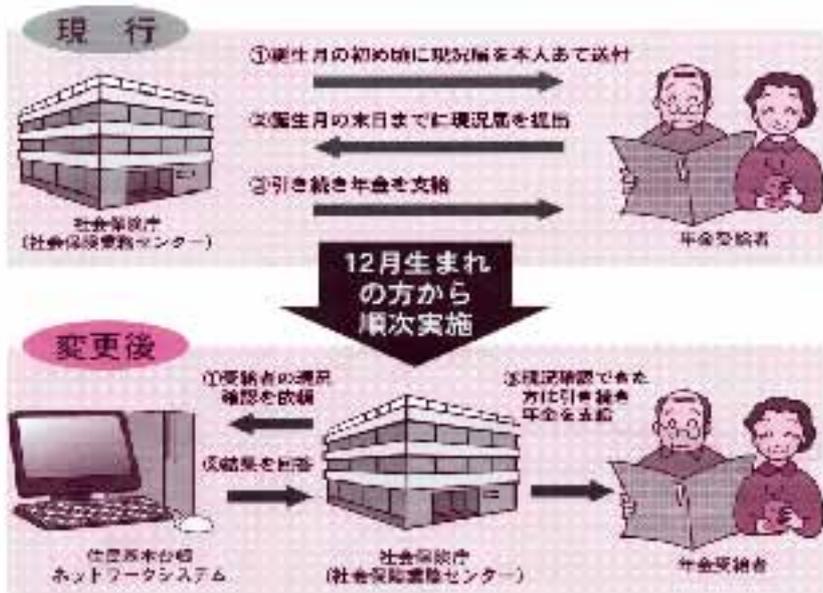


年金を受給されている方の現況確認の方法が変わります。

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の皆様の現況確認を行うこととなりました。



確認ができた方

現況届けは不要です

確認ができなかった方

社会保険庁から確認できなかった旨の通知がきますので**住民票コードを記載して**社会保険庁へ提出してください。
 (次年度からの現況届は不要になります)

〈住民票コードに関して市民課からのお知らせ〉

公的年金の受給者及び受給予定者の方で、社会保険庁から住民票コードの記入を依頼されていることと思います。

住民票コードは平成14年8月に各個人に通知をしておりました。

紛失された方は、**住民票コード入りの住民票を本庁または各支所の窓口係に申請していただきますようお願いします。(手数料 200円)**

なお、電話での回答はできませんのでご注意ください。



担当 久島

■申請するときの注意事項

- ◎申請できる者 本人または同居の家族
- ◎本人確認 運転免許証、パスポート、住基カード等の写真付きの公的証明書
 ※公的証明書がない場合は、保険証、通帳、年金証書等の2つ以上の提示をお願いします。
- ◎印鑑 (認印)

製造事業所の皆様へ

「(平成18年)工業統計調査」に御協力を

経済産業省では、工業統計調査を平成18年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、経済産業施策の企画・立案など国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業・大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

調査をお願いする事業所には、本年12月から来年1月にかけて、統計調査員がお伺いしますので、お忙しい時期とは存じますが、調査に御協力くださるようよろしくお願いいたします。

なお、皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

